

【全国商工会連合会提出用】

(様式第14)

20●年 月 日

全国商工会連合会 会長 殿

事業効果等状況報告期間終了日の
翌日から30日以内の日付

住所
名称

代表者の役職・氏名

印

※共同申請の場合は連名

小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書

小規模事業者持続化補助金<一般型>交付規程第29条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名 (補助金交付決定通知書の日付を記載のこと。)

小規模事業者持続化補助金事業

(20●年 月 日交付決定 (第●回受付締切分))

交付決定通知書に記載の日付、
受付回をご記入ください。

2. 報告する期間

*補助事業終了日: 20●年 月 日

【事業効果等状況報告期間】

20●年 月 (補助事業終了日の翌月) から1年間

実績報告書(様式第8)に記載した
補助事業終了日をご記入ください。

3. 実施した事業の概要

(1) 補助事業者名 (補助事業実施時の名称。共同申請の場合は全参画事業者名)

小規模株式会社

(2) 補助事業名

ECサイトの構築による新規顧客の獲得

応募時に補助事業計画書に記載した
補助事業名をご記入ください。

(3) 補助事業終了後の進捗・展開状況

従来の店舗販売に加え、ECサイトでも並行して販売を行っている。またECサイトでの販売開始に係るチラシを作成し、配布・掲示を実施している。

(4) 補助事業終了から1年間の事業成果 (概要)

※販路開拓につながったか否かの点もご記載ください。

対象顧客が日本全国へ拡大し、従来の対面販売時に比べて全く異なる顧客と接点を持

つことができている。実際の EC サイトの訪問は、北海道から沖縄まで全国からアクセスがある。対面店舗の場合は休業や時間短縮のリスクがあるが、オンラインではその心配がなく、経営上のリスクヘッジとしても大きい。

また店頭に来る頻度が下がった既存顧客においても代わりに EC サイトにて購入するなど選択肢が広がっており、好評をいただいている。

(5) 補助事業がもたらした効果等

a. 売上高、売上総利益【すべての補助事業者（共同申請の場合は、個々の参画事業者ごと）が対象】

(単位：千円)

項目	事業者名 (共同の場合)	①申請前	②補助事業終了後	増減率(%) [(②-①)/①×100]
売上高	A社	15,000	20,000	33%
	B社			
	C社			
売上総利益	A社	1,500	2,500	67%
	B社			
	C社			

※「①申請前」には、本補助金への応募時の「公募要領・様式2（経営計画書）」に記載した「直近1期（1年間）」の金額をご記入ください。

b、cについては応募時に適用を申請した項目（どちらか一つ）を記載ください。
なお、賃上げ加点の適用を申請していない場合はb、cの記載は不要です。

b. 給与支給総額【応募時に「賃上げ加点<給与支給総額の増加>の適用を申請した補助事業者又は「賃金引上げ枠<給与支給総額の増加>で採択された補助事業者（共同申請の場合は、該当する参画事業者のみ）が対象】

(単位：千円)

項目	事業者名 (共同の場合)	①申請前	②補助事業終了後	増減率(%) [(②-①)/①×100]
給与支給総額	A社	7,000	7,300	4.2%
	B社			
	C社			

※「①申請前」には、本補助金への応募時点での「直近1期（1年間）」の金額をご記入ください。

※「②補助事業終了後」には、上記2. の【事業効果等状況報告期間（1年間）】の金額をご記入ください。

※賃金引上げ枠で採択された補助事業者は、本報告書ご提出の際に、証拠書類（賃金台帳の写し等）を必ずご提出ください。

※賃上げ加点の適用を申請した事業者は、場合によっては、本報告書ご提出の際に、併せて証拠書類（賃金台帳の写し等）のご提出を求められることがありますので、ご承知おきください。

c. 事業場内最低賃金【応募時に「賃上げ加点<事業場内最低賃金を「地域別最低賃金+30円（又は60円）以上」の水準にする>の適用を申請した補助事業者又は「賃金引上げ枠<事業場内最低賃金を「地域別最低賃金+30円（又は60円）以上」の水準にする>で採択された補助事業者（共同申請の場合は、該当する参画事業者のみ）が対象】

(単位：円)

項目	事業者名 (共同の場合)	① 事業効果等状況報告期間の最終月時点の「地域別最低賃金」の額	②①の時点の実際の「事業場内最低賃金」の額	「地域別最低賃金」からの 上乗せ額 [②-①]
事業場内最低賃金	A社	1,000	1,080	80
	B社			
	C社			

※賃金引上げ枠で採択された補助事業者は、本報告書ご提出の際に、証拠書類（賃金台帳の写し等）を必ずご提出ください。

※賃上げ加点の適用を申請した事業者は、場合によっては本報告書ご提出の際に、併せて証拠書類（賃金台帳の写し等）のご提出を求められることがありますので、ご承知おきください。